

一般労働者派遣(シルバー派遣)事業のご案内

シルバー派遣事業の特色

請負・委任と異なり、他の従業員様と同じように派遣先事業主の指揮命令下で仕事ができます。

- 労働者派遣契約を締結し、60歳以上の派遣登録会員を派遣します。
- 豊かな経験・知識・技能を有した会員を派遣先事業主のニーズに合わせて派遣します。
- シルバー人材センターが行う派遣事業は、一般派遣事業と同じく幅広い業務を取り扱えます。
- 派遣労働者は、「臨時的・短期的な就業(月10日程度以内)またはその他軽易な業務(週20時間未満)」の就業になります。
- 派遣労働者は、派遣元事業主「山口県シルバー人材センター連合会(山口市シルバー人材センターは、その実施事業所です。)」と雇用関係を結び、派遣されて派遣先事業主の指揮・命令を受けて仕事に従事します。
- 労働派遣契約に基づき派遣契約料金をお支払いいただくこととなります。



- *派遣先事業主から派遣を受けるに当たり、事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は法律により禁止されています。
- *派遣法で禁止が定められている①港湾輸送業務②建設業務③警備業務④病院等における医療関係の業務及び危険又は有害な作業については派遣することができません。

「請負・委任による就業」と「シルバー派遣」との比較

項目	請負・委任による就業	シルバー派遣による就業
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業(概ね月10日程度以内)又は軽易な業務(概ね週20時間を超えないもの) ※継続的な業務はローテーション業務となります	臨時的・短期的な就業(概ね月10日程度以内)又は軽易な業務(概ね週20時間を超えないもの) ※継続的な業務はローテーション業務となります
雇用関係の有無	なし	あり 山口県シルバー人材センター連合会
発注者の指揮命令	受けない	受ける
従業員との混在作業	混在して作業してはならない	混在して作業しても良い
事故の際に適用される保険	シルバー保険	労災保険
社会保険・雇用保険の適用	なし	なし
会員に対する報酬	配分金(雑所得)源泉徴収の対象にならない	賃金(給与所得)源泉徴収の対象になる
発注者との契約当事者	山口市シルバー人材センター	山口県シルバー人材センター連合会

お申し込み・お問い合わせ

公益社団法人 山口市シルバー人材センター

〒753-0035 山口市上堅小路89-1 TEL 083(924)5396 FAX 083(924)5489

小郡出張所	〒754-0002	山口市小郡下郷1440-1	TEL 083(976)1170	FAX 083(972)5100
秋穂出張所	〒754-1101	山口市秋穂東6570	TEL 083(984)3355	FAX 083(984)2579
阿知須出張所	〒754-1277	山口市阿知須2743	TEL 0836(65)1955	FAX 0836(65)1955
徳地出張所	〒747-0231	山口市徳地堀1744	TEL 0835(53)1020	FAX 0835(53)1020
阿東連絡所	〒759-1512	山口市阿東徳佐中3284	TEL 083(957)0501	FAX 083(957)0501